

第6期坂井市行政改革推進協議会

第4回 議事録

平成28年11月7日

会議	第4回 坂井市行政改革推進協議会		記録	承認
日時	平成28年11月7日(月) 15:00-16:25		事務局 西出	行政経営課 杉田課長
場所	坂井市役所 301会議室			
出席委員	井上会長、池上委員、北島委員、関委員、中川委員、橋本委員、細川委員、松江委員			
欠席委員	栗原委員、松井委員、盛政委員			
事務局	副市長、総務部長、財務部長、財務部次長兼財政課長 行政経営課長、同課参事、西出主任、木下主任			
資料	資料1 平成27年度事務事業評価結果の報告について 資料2 第3次行政改革大綱(案)について			
I 開会	開会	(行政経営課長)	時間となりましたので、ただいまより、第4回の坂井市行政改革推進協議会を開催させていただきます。 尚、栗原委員、松井委員、盛政委員につきましては、欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。 それでは早速、会議のほうに入らせていただきたいと思います。 井上会長の進行によりお願いしたいと思います。	
II 会議	会長あいさつ	(井上会長)	本日は第4回の行政改革推進協議会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。 今日の次第をご覧いただきましてもわかりますように、いよいよ新しい行政改革の大綱案というものが示されました。これを中心に、最終の詰の段階まで皆様にご意見をいただきながら、よい行政改革の中身を仕上げて参りたいというふうに思いますので、本日もよろしく願いいたします。 それでは会議の方に入らせていただきます。会議の1ということで、平成27年度事務事業評価結果の報告について事務局より説明をお願いいたします。	
	1. 平成27年度事務事業評価結果の報告について	(行政経営課長)	【資料1】平成27年度事務事業評価結果の報告について説明	
		(井上会長)	ありがとうございました。 それではただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。	
		(委員)	事務事業評価のところで高齢者活動支援事業の中に、老人クラブは高齢者の健康の維持、増進及び外出の創出に大きな役割を担っている団体であると思いますが、対象になる高齢者の方は増えているけど、老人会や老人クラブの組織率が低下していると聞いています。この間、坂井町で老人スポーツ大会がありました。毎年のように単位数が減っている現状がある。辞めた人に聞くと、連合会に入っていると非常に負担が大きいし、役員のなり手がなくなる等地域には老人会はあるけれど、連合会に入って組織的な活動をしようと思うと、役員の負担が大きいからだんだんと連合会に入らなくなっていると聞いています。その辺をサポートしていく方法はないのか。 地域に老人会がない、連合会に入ってくださいという働きかけを行政側から投げかけてもらえると地域で議論する場ができる、テーブルに載せることができると言っていたので、その辺を検討いただければと思う。	
		(行政経営課長)	老人クラブへの加入の働きかけになりますと、区長会へという考え方でよろしいですか。	
(委員)	そうです。区長会が応じてくれれば、区長から地区に対して話を持つきっかけづくりをしてほしいという意見がありました。			

II 会議	1. 平成27年度事務事業評価結果の報告について	(行政経営課長)	区長会の担当と老人クラブの担当がありますので、そちらの方へ申し伝えたいと思います。1点目のサポート状況につきましても、確認をさせていただきますのでお願いいたします。
		(井上会長)	他にいかがでしょうか。
		(委員)	会長にお伺いしたいんですけど、この事務事業評価の評価をするというのは、担当課で評価をしているんですか。外部評価をするところがあるのか、それとも自治体ではこのようなやり方をするのか教えてください。
		(井上会長)	基本的には自治体内部で評価をします。ですのでこの見本のコミュニティバス運行事業は所管課で評価をします。ただ、自分のやったことを評価しますので、やはりあまくなりやすいと言われていています。その評価がきちんと行われているかどうかというものを、第三者委員会みたいなものを作ってチェックしましょうということで、いくつかの市町村ではそういうことをやっております。私は福井県内でいくつかやっておりますが、坂井市ではその辺何かありますか。
		(行政経営課長)	内部評価なんですが、次年度への事業内容を懸案事項、問題事項など引き継ぐといった資料的な要素にも使わせていただいております。申し上げられた外部評価という形ではきちんとされていない状況です。
		(副市長)	事務的な評価や政策的な評価がいろいろあります。会長言われたとおり自治体ごとにやっています。坂井市としては、補助金や交付金についての評価として、補助金等合理化委員会で評価を進めてもらっています。どこの市町もある程度しぼった形で、民間の方を入れて事業を中止するなり、拡大するなり、見直すするというところでやっております。
		(委員)	それがいわゆる外部評価なのですか。
		(副市長)	外部委員で評価をしてもらっています。各町でいろいろ形は違いますがあります。
		(委員)	それ一つぐらいですか。県内ではおおかたそのような形ですか。
		(井上会長)	あまりこれがというパターンはなくて、自治体によってバラバラです。どちらかという、第三者でやっているところは少ない方だと思います。
		(財務部長)	前回の会議時に、まち・ひと・しごと創生総合戦略のビジョンをご説明させていただいていますが、総合戦略の中では外部も入れた評価をすることになっているので、政策的なハード面については今はないですが、今後外部を入れた評価をすることになってきます。ここでいう事務事業は、内部の事務も含めた内部事務の検証ということでご理解いただけたらと思います。
		(副市長)	行政改革は、やはりやる者が意識を持ってやらないとなかなか進まないものです。事務評価をすることによって、職員の意識を少しでも変えられたらいいなということでやっています。
		(井上会長)	他にいかがでしょうか。
		(委員)	関連で、コミュニティバス運行事業が例示としてシートが付いていますが、内部評価というものを逆にオープンにしてホームページに載せ、一般市民が見て妥当かどうかというところをチェックしてもらおうというような、そういうところまでやっていないのですか。
		(行政経営課長)	資料1ページの上段で「結果を公表することにより」と記載がありますが、数多くあり見るのは大変ですが、ホームページでシート(456)全部を公表しております。ホームページ上ですべて見ていただけるようにしています。
		(井上会長)	今のこの事務事業評価は、行政改革大綱の中にも入ってきている課題ですので、何か仕組みを入れた方がいいとか、先ほどの外部評価を公式にやった方がいいとか、個別のことでも構わないと思いますけど他にいかがでしょうか。

II 会議	1. 平成27年度事務事業評価結果の報告について	(委員)	事後評価は大事だと思う。オープンにすることは必要だと思うし、当然評価する以上どこまでやるという目標をもってやっていると思う。 もう一つ、私立保育所運営費補助事業ですが、運営と一言でなっていますが、私立化してしまうことで、適正な処遇で市内の私立・公立問わず保育士が働ける環境を整えないと、ますます保育士のなり手もなくなり質も落ちかねないので、どこまで私立保育園に対して、行政として口出しすることができるかどうかは分かりませんがその辺はどうですか。
		(副市長)	保育園については民営化を進めている。民営でできるものは民営でという考えで、保育園民営化推進計画に基づいて、民間と公立を半々にしようという考えで今まで進めてきました。運営については、園児の数によって保育単価があり、委託みたいな形で自治体に交付するというところで、人件費の基準も定めてあり、それに基づいて運営しています。県や市が指導監査をし、適正な運用を図るよう指導しています。保育士の実態は厳しい状況ですが、国も人件費の改正も考えているので、今後改正されると思っていますが、市としてはうまく運営していただいているものとは私と考えています。
		(井上会長)	他にいかがでしょうか。
		(委員)	2ページの資金投入の方向性で事務費の増加を検討しますとか、事業費の縮小を検討しますとありますが、どの時点で分けられるのですか。
		(行政経営課参事)	それぞれの年度の評価を翌年度に入ってから行うわけですが、翌年度の段階で増加で検討すべきものは増加、減少すべきものは減少という判断となりまして、見本のコミュニティバス運行事業を見ていただきますと、右下に事業の方向性から4つの方向性がありますが、これは現状維持ですが、その中に目標年度という欄があります。例えば、平成30年度まで減少させるのであれば、平成30年度というふうな計画を立てるといいう仕組みになっています。
	2. 第3次行政改革大綱(案)について	(井上会長)	他にいかがでしょうか。 特になければ議事の方を進めさせていただきます。 続きまして、会議の2ということで、第3次行政改革大綱(案)について事務局より説明をお願いいたします。
		(行政経営課参事)	【資料2】第3次行政改革大綱(案)について説明
		(井上会長)	ありがとうございました。 今ご説明いただきましたのは、行政改革大綱の素案ということで、これまでの会議の中でも部分的には皆様に議論なりご意見をいただいて、このような形で盛り込ませていただきました。大綱につきましては、項目出しから文章、キーワードを付け加えまして、大綱の形にまとめたということでございます。文章の部分、全体の構成の部分で何かご意見があればお伺いしたいというふうに思います。 今後、これを元に具体的な実施計画の策定に入っていきますので、それに繋がるご意見でも結構ですのでいただければと思います。
		(委員)	第1次行政改革大綱、第2次行政改革大綱から第3次行政改革大綱と、基本項目の並び方を3つの大綱で比較してみると、2番目の市民と協働してまちづくりをやりますということが、ずっと2番目に並んでいます。この順番というのは何か意図があって、あるいは市として重要度の意味合いがあって並び替えをしているのかどうかを伺います。
		(行政経営課参事)	特に大綱の項目の順番が、市としての優先度という考え方はございません。順番がなぜこうなったかという説明としましては、7ページ、今回の大綱の策定にあたり現状の把握というところから入りまして、そこで捉えました環境の変化を外部要因と内部要因を順番に取り上げる中で、表のとおり、環境の変化からそれに対応する課題をあてはめていく中で、こういう順番になったということでご理解いただければと思います。
(井上会長)	何かこうしたいというふうなご提案がありますか。		

II 会議	2. 第3次行政改革大綱(案)について	(委員)	その意図を確認したいことが1つあった。協働のまちづくりは、最初から取り組みとしてやってきていることなので、第3次まで一貫して引き続きやっていくという考え方は十分分かるんですが、第2次大綱では最適な行政運営の推進は3番目に掲げてあり、今回は行政運営システムの構築ということで1番目にもってきているのが、何か意図的なものがあるのかということを確認したかったのです。
		(行政経営課参事)	第2次大綱の中では質の高いサービスの提供が1番目ですが、今回の大綱におきましては質の高いサービスの提供というのは、それぞれの取り組みの項目ということではなくて、行政改革自体の成果の目標として設定しているので、質の高いサービスの提供のために、基本項目のいくつかの取り組みをやっていくという考え方になっています。そういう意味で項目の並び方が大きく変わったところがあると考えています。 また、事務局側の考え方をご説明させていただいておりますけど、委員皆様の感覚の中で項目の順番があれば、ご意見いただければ修正させていただく形になりますのでよろしくお願いいたします。
		(井上会長)	もしこれから議論の中でご意見があれば、またおっしゃっていただければと思います。 他にいかがでしょうか。
		(井上会長)	合併から10年が経ち1次、2次が終わり3次に入っていきわけですが、次のステップといいますか、行政改革だけでなく市全体が新しい展開に入っていきような印象を持っていて、行革をみる限りあまり前向きな要素があまり入っていない。どちらかというと合併特例債や財源の話とか、ますます厳しくなりますよというふうなところで、何か10年ということに対する前向きな行革の姿勢を、盛り込んだ方がよりいいのではないのかなと思います。 今回、市民との協働を盛り込んだことはいいと思いますが、11ページを見ると、これ以上行政ばかりに依存しても困るといふような、市民の捉え方として後ろ向きな印象があります。市民は公共サービスの担い手であるわけですが、行政の代わりに務めるということではなくて、市民としての役割はおそらく行政との役割区分とは別にあると思う。本来の市民の役割を、引き出していきのかというふうな書き方があるといいと思う。 また、評価の中でPDCAサイクルを入れ替えて、CAPD _o としてチェックから入るということで、新しい取り組みでいいと思いますが、それによって評価のやり方がどう変わるのかということがイメージしづらくて、評価シートは根本的に全く新しいものになっていくのか、3点併せてその辺について教えてください。
(行政経営課参事)	まずサイクルの関係ですが、基本的に検討していく中で、今現在の事務事業評価の取り組み自体が、PDCAサイクルをまわすという説明をしてきた中で、実際は評価から入るようなシステムなのかなというふうに考えています。ですので、事務事業評価のやり方自体は変える必要はないと考えています。ただ、シートは分かりにくく細かい表なので、様式と項目については見直しを行い、所管課における作業がスムーズに行われるように、外部の方が見て取り組み内容が分かるように検討しているところです。 最初の意見についてですが、意識してなかったわけではない部分ではあるんですけど、策定する中で基本的な考え方としてご理解いただいたのは、位置づけのところ、今現状の市の取り組みの中でまち・ひと・しごと創生総合戦略という大きな取り組みがあります。こちらがどちらかという、市の中では前向きに考えていく部分になります。とはいうものの、合併特例期間の終了という現実的な厳しい問題がある中で、市として計画としての役割分担と言いますか、会長おっしゃるような前向きな計画については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の方でKPI(重要業績評価指標)を設定するなり進める中で、それを下支えする計画として課題に対して現実的に取り組んでいく必要があるだろうと思いますし、それを行政改革大綱の中で規定していこうというふうな考え方で作っているの、前向きな部分がないというふうな内容になってしまったのかなというふうに考えています。 次に、市民との協働についてですが、他のところと比べると書き方が弱いと感じられるかと思いますが、なかなか難しいところではありますが、今後予想される課題を見ていく中で、今の市の役割分担が果たしてそれでいいのかといった部分が、少し言葉足らずでこのような書きぶりとなっています。書き方についてはご意見等ありましたらお願いしたいと思います。		

Ⅱ 会議	2. 第3次行政改革大綱(案)について	(井上会長)	私は個人的に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が前向きすぎるという考え方を持っているのですが、バランスの取り方をどうするのかはいろいろあると思うので、それはそれで1つの考え方だと思います。協働に関しては、今後コミュニケーションというふうなこともありますので、市民の意見や行政の考え方もあると思うので、その辺をすり合わせて一方的にならないようにしていただければと思います。 他にいかがでしょうか。
		(委員)	これからCAPDのサイクルということで、チェックに趣きをおくという話でしたが、そういうことを言葉で訴えていくのであれば、是非、外部評価に取り組んだ上でCAPDを推進しますという言い方はできないですか。
		(総務部長)	第3次の大綱を作らせていただく中で、行政改革推進協議会を設置していただき、皆様に主に大綱の作成を重点的にお願いしているところなんですけど、協議会を作ったから終わりというわけではありませんので、メンバーは変わるかもしれませんが、行政改革推進協議会の中で事務事業の内容、全部は難しいかもしれませんが、そういうことも合わせてみていただきながら、それを外部評価という形で何かできないかということ、事務局の方で検討しているのでよろしくお願いたします。
		(井上会長)	私の関わっている範囲で申し訳ないですが、福井市では行政改革の委員会の毎年の会議の中で評価をやっています。鯖江市では、総合計画のメンバーが進捗状況をいくつかの事業をピックアップしてチェックしています。必ずしも評価のための特別な組織を立ち上げているわけではありません。坂井市は行政改革はこれですし、総合計画はまた別の会があると思いますので、その延長の中でやっているという部分があります。もし皆様の中で来年以降、何かそういう場を設けてほしいということであれば、そういうことをおっしゃっていただければいいかなと思います。
		(総務部長)	先ほどの市民との協働の話ですが、坂井市はまちづくり基本条例という中でうたわせていただいております。そういうものを基本として、その辺の言葉も直せるところは直していただけたらというふうに思います。
		(井上会長)	他にいかがでしょうか。
		(委員)	合併特例債についてですが、前回副市長から70%が免除される、あと3割が償還ということで、再度お尋ねしますが、合併特例債は四町合併した時にいくらまで使っているという枠があったのでしょうか。
		(財務部長)	国の人口と合併した後の人口で計算式で出るんですが、坂井市の場合は地域振興基金を入れて430億でした。
		(委員)	今までで利用しているのは300億ですか。
		(財務部長)	現在は100億代。計画上半分の200億。今後コミュニティセンターの改修等を想定するとそれぐらいだろうと。まだ事業費が確定していないので何ともいえません。
		(副市長)	合併して10年までだったが、東日本大震災の影響で5年延びた。元々410億だったが、使うのは200億までで抑えておこうという話の中で5年延びたため、小中学校の改修や庁舎の問題を含めて300億ぐらいでいくのかなと思っている。市として枠が100%あるからやるという考えではありません。優良な借金なので、やらなければならない事業については、平成32年までにやった方が市の負担が軽減されるという考えで進めています。
		(委員)	3割を返済していくのは、未来の人たちが返済していかないといけないということですね。
		(副市長)	金利が今は安い。借金返済の金額と金利がそんなに変わらない様子です。借金についても上限を設けてやっているの理解いただきたい。

II 会議	2. 第3次行政改革大綱(案)について	(委員)	なぜこういうことを聞くかという、合併特例債の終了で負担額が出るということが文言に入ってくるでしょ。財政が厳しくなるというのは、そういうことではないですか。持続可能な財政運営の確立というところが、4つともとても大切なことだと思いますが、持続可能なことをするために市民はどういう努力をしていったらいいのか、行政と市民が一緒になってやっけていけないといけないということを、分かりやすく表現していただきたいと思います。
		(行政経営課参事)	構成的にその辺が見えにくいことと、説明をはしょってしまったところがあって申し訳なかったんですが、9ページの2番目の第3次行政改革大綱が目指すもの(成果目標)というところで、先ほど総務部長から申し上げたまちづくり基本条例の原則を適用しまして、市民とともに推進する持続可能な行政運営という目標としては表出しをしています。ここにありますように、市民と市がともに改革の取り組みを推進することにより、市民満足度を高める質の高い公共サービスを、将来にわたり持続的に提供できる体制を構築することを目指すということが大綱の目的ですので、策定します実施計画の中ではこういった観点を念頭に置きながら、具体的な取り組みを積み上げていくというふうな形になるかと思っています。 また、大綱の性格的なことをご説明いたしますと、行政改革大綱というものは市民に関することも記載されていますが、基本的には行政内部の取り組みに対する指針というふうに考えられるものです。市民に義務づけるものではないので、その辺の表現としては書き方の限界があるのかなというふうに思います。
		(井上会長)	ただ、公営企業関係では、水道料金をどうするかとか、施設利用料をどうするかみたいな話は出てくると思うので、市民への負担ということもこの行革の中に入っていることは入っていますよね。
		(行政経営課参事)	その辺のことがおわりの中で、「総論賛成、各論反対」の壁にぶつかり、乗り越えていくためには市民と正面から向き合い、坂井市の現状や将来の見通しについて正確・丁寧な説明を行うことにより、理解を求めていくというところでまとめております。
		(委員)	新地方公会計制度とはどのようなものですか。
		(財務部次長)	会社が行っている貸借対照表の会計処理を、全国的、統一的な様式で表すよう国から指導があり、現在も行っていますが、各自治体で異なっているため、国が統一することによって、全国的な比較をできるようにしていこうというものです。民間的な感覚を会計で取り入れていこうという制度です。
		(委員)	広報誌にも載っていますよね。
		(財務部次長)	坂井市も財務四表という会計制度をやっているまして、ホームページで公表したり広報でもお知らせしています。
		(井上会長)	他にいかがでしょうか。 今回皆様からのご意見に基づきまして、次の会議で最終確認というものを作る予定ですので、できるだけ今日この場でご意見いただけるのが1番スムーズにいくと思います。もし何かありましたらお願いいたします。
		(委員)	11ページの地域コミュニティの活性化のキーワードの中で、まちづくり協議会の組織・活動強化とありまして、その上の市民との協働体制についても先ほど話ありましたが、組織・活動強化とは具体的にどのようなことですか。
		(行政経営課参事)	具体的な取り組みというのは、基本理念に基づいて実施計画の中で5年間の目標を設定して、その目標に向かって取り組むというふうな計画を作る形になっております。実際の作業としましてはまだ案の段階ですが、所管課の方に今現在の事務事業の業務における課題の把握ということで、照会をかせかせていただいているところです。それに基づきまして、担当課とのヒヤリングを重ねながら作っていくというスケジュールとなっております。あくまでも、所管課の方で現状の問題認識の中から、5年間における改善案を今から考えてもらいますので、実施計画を見ていただいて、その時点でご意見をいただくというふうな形になります。

II 会議	2. 第3次行政改革大綱(案)について	(委員)	基本項目2の、市民との協働体制の強化の地域を支える多様な主体と協働による地域経営というのは、各コミュニティセンターが中心となった地域経営ですか、地域とはどういうことですか。
		(行政経営課参事)	コミュニティセンターは確かに市の施策の中では、地域の中心となる位置付けはありますが、ここでいうところの多様な主体というのは、コミュニティセンターの活動やまちづくり協議会の活動などがありますが、あくまでも一般論として、地域社会を支えていく中で市の役割、市民の役割がある中で、世代や集落単位でやっていく組織・システムを、全体的に地域エリアとして公共サービスの中で、どういったものが必要・適切なものを考えていくということが基本理念です。大綱の中で、コミュニティセンターを中心としてやっていくということを、示しているものではないということでご理解願います。
		(委員)	まちづくり協議会の皆さんにこれを示すと聞かれるので、答えとしては、具体案は出てないけど、こういうことを今考えているところですよという答えでよろしいですか。
		(行政経営課参事)	そうです。まちづくり協議会の皆様の認識としても、組織活動を強化していかなければいけないということは、認識として概ねあるかなと思います。
		(副市長)	まちづくり協議会も23地区で8年ほど経っている。当初からみると活発にやっていただいて、地域への活力もあり地域を盛り上げていただいているということで、市としてもまちづくりの大きな団体である。今後も発展してもらわないといけない。そのために、コミュニティセンターを活動拠点としてやっていただいている。改修しながら組織の強化を図る中で、いろいろと強化の方法はあります。人づくり大学といったリーダーを作って、まちづくりに入っていただいて活動するなど、まちづくり協議会が中心としてやることを市としても考えているので、意見を聞きながら施策を進めています。意見や要望があれば出していただければと思います。
		(委員)	コミュニティセンター長やまちづくり協議会の会長などの決定権のある方を決める場合、透明性のあるやり方でやっていただきたい。
		(副市長)	コミュニティセンター長やまちづくり協議会の会長は、その地域の中で決めていただくのが一番透明性があります。区長会等団体の推薦により市が任命させていただいております。地域の人がほとんどなので透明性があると思う。そのように市として地域へお願いしています。
		(委員)	区長会長をしたこともありますが、その時になると透明性は確かにそこまではあります。しかし、限られた範囲の中の透明性で、市民一般まで透明性があるかという、決まってからこの人に決めましたのでということだと思います。
		(副市長)	地域のやり方はいろいろありますので、やり方は地域に任せています。その中で、透明性をもってやっていただいているものと市としては思っています。
		(委員)	教育委員会は担当であった時にそういう申し入れをしたことがありますが、市長部局では、なお、そういうことは決定前に配慮していただきたいと思います。
		(井上会長)	いくつか具体的な話が出ておりますが、大綱を受けて実施計画の中に入って来ると思っています。今後の予定としましては、年末ぐらいに実施計画が市の方から提示されると思いますので、計画の中身が十分かどうかの意見はこちらから出すことができます。ここで出てきた意見は、早めに各担当課にフィードバックしてもらって、それを受けて計画に反映してもらえばありがたいと思いますので、それまでお時間をいただきたいと思います。ただ、大綱の表現が抽象的なものですから、場合によっては抜け道になりかねない場合もありますので、そこは市の方で十分なものを示していただくということをご留意いただきたいと思います。
(井上会長)	他にいかがでしょうか。		

Ⅱ 会議	2. 第3次行政改革大綱(案)について	(委員)	<p>取り組み内容をもみても、数値化できているものと抽象的な言葉だけのものがあるが、ある程度数値化できるものは数値化して、その数字に対してどこまで進捗したかでチェックがはいるので、目標値がないとチェック機能が働かないと思います。いくらチェックからはじめてサイクルをまわすといっても、目標値がないとまわらないので、明確に数値化するように適用していただければと思います。</p>
		(行政経営課長)	<p>今までにもご報告させていただいた119項目が実施計画としてあります。今回の計画について作業をしている段階ですが、各実施計画の目標5年という中期的な部分という考え方で、明確になるように所管課でやっております。年明けになります、具体的な計画をお示しさせていただきたいと思っています。</p>
		(井上会長)	<p>他にいかがでしょうか。 皆様からいただきましたご意見を、次の大綱の最終案のところに反映させていただくとともに、実施計画と合わせてご配慮いただきますようによろしく願いいたします。 それでは本日の議事につきましては以上でございますが、皆様からご意見、ご提案は何かありませんか。 本日は、行政改革大綱案ということで、中心的なところに関して皆様からご意見をいただいたと思います。これを踏まえて、次の会議に向けて準備を事務局の方でどうぞよろしくお願いいたします。 それでは本日の会議につきましては以上で終了とさせていただきます。円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。また次回、よろしくお願いいたします。事務局に進行をお返しいたします。</p>
3. その他	(行政経営課参事)	<p>次の会議は年明けを予定しております。日程の方はまた調整させていただきます。ご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。次の委員会では、今回お示しさせていただきました大綱の素案につきまして、最終確認をいただいて答申という形になりますので、通常1週間前に議題の方をお送りして見ていただいておりますが、できるだけ早めに会長と協議して、今回ご意見いただいた中で修正をしたものを送りまして、逆に会議の1週間前に各委員のご意見をいただいた上で、当日は最終的な確認ができるような状態でご審議をお願いするような形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>	
Ⅲ 閉会	閉会	(行政経営課長)	<p>本日も長時間にわたりまして、ご協議いただきましてありがとうございます。 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>